

## 誰もが活躍できる職場づくりを進めよう ～ 外国人雇用はルールを守って適正に ～ 6月は、「外国人労働者問題啓発月間」です。

### 外国人雇用には、法律等に基づくルールがあります

- 事前に適法に就労できる「在留資格」が付与されているかどうかを、外国人の方が所持する「在留カード」等で確認していただく必要があります。
- 雇入れ・離職の際には、氏名、在留資格、在留カード番号などについて、ハローワークに届出が必要です。
- 国内で就労している外国人労働者には、日本人労働者と同様に、労働基準法などの労働関係法令が適用されます。

### 相談コーナー等のご案内

長野労働局では、ポルトガル語の通訳による外国人労働者相談コーナーを設置しているほか、県内6か所のハローワークには、外国人雇用サービスコーナーを設けて通訳（ポルトガル語・中国語）を配置し職業相談を行っております。お気軽にご利用ください。

なお、外国人労働者の募集・採用についてはハローワークへ、労働条件等については労働基準監督署へご相談ください。

【外国人労働者相談コーナー（長野労働局内）：ポルトガル語通訳を配置】

- 相談日 毎週火・木曜日 午前9時30分～午後4時 ※変更になることがあります。
- TEL 026-223-0553

【外国人雇用サービスコーナー】

- |                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ・ハローワーク長野 (Tel026-228-1300) | ・ハローワーク松本 (Tel0263-27-0111) |
| ・ハローワーク上田 (Tel0268-23-8609) | ・ハローワーク飯田 (Tel0265-24-8609) |
| ・ハローワーク伊那 (Tel0265-73-8609) | ・ハローワーク諏訪 (Tel0266-58-8609) |

※長野・松本・上田・飯田所はポルトガル語及び中国語通訳を配置、伊那・諏訪所はポルトガル語通訳のみ配置。

※通訳の配置日、時間等については、各ハローワークにお問い合わせください。